

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人みかた麴杜舎(以下、当法人という。)の役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、理事と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事及び監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬には、社員総会の決議において定める総額の範囲内において、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 2項・4項の実施に関しては、当法人の収益が十分にあがっている際に、社員総会の決議により決定するものとする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、代表理事が理事の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が代表理事よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

一般社団法人 みかた麴杜舎

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、法人の会計状況を鑑み、代表理事が理事の承認を得て決定する。

(費用)

第8条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 常勤役員の出張に当たっては、1日あたり5,000円の出張手当を支給し、その費用に当てるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この規程は、令和3年5月25日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

号俸	月額
1	40,000
2	50,000
3	60,000
4	70,000
5	80,000
6	90,000
7	100,000
8	110,000
9	120,000
10	130,000

号俸	月額
11	140,000
12	150,000
13	160,000
14	170,000
15	180,000
16	200,000
17	220,000
18	240,000
19	260,000
20	280,000

号俸	月額
21	300,000
22	320,000
23	340,000
24	360,000
25	380,000
26	400,000
27	420,000
28	440,000
29	460,000
30	480,000
31	500,000